

# 令和6年度うるま市育英会貸費生募集

受付期間 令和6年4月1日(月)～4月30日(火) ※土日祝日を除く

【採用予定数および貸費額(月額・年額)】 無利息で貸費

採用予定数	種別	貸費額月額(年額)
若干名 ※選考により採用者を決定します。	県外大学・大学院・短期大学・専修学校・大学校	5万円(年額60万円)
	県内大学・大学院・短期大学・専修学校・大学校	3万円(年額36万円)
	県外高等専門学校 本科 1年次、2年次、3年次 4年次、5年次 専攻科 1年次、2年次	3万円(年額36万円) 5万円(年額60万円) 5万円(年額60万円)
	県内高等専門学校 本科 1年次、2年次、3年次 4年次、5年次 専攻科 1年次、2年次	1万5千円(年額18万円) 3万円(年額36万円) 3万円(年額36万円)
	高等学校(本市島嶼地域出身高校生に限る。)	1万5千円(年額18万円)
	海外大学・大学院・短期大学等 ※ただし、語学プログラム(ESLプログラム等)のみを受講する者など、非正規の学生は貸費対象外	4万円(年額48万円) 5万円(年額60万円) 6万円(年額72万円) の中から貸費生が選択

## 応募資格・申込み

応募資格や申込方法など詳細については、募集要項または、ホームページをご覧ください。  
※募集要項は、2月下旬よりホームページからダウンロードすることができます。  
(石川・勝連・与那城の各出張所では3月下旬より受取可能です。)



【お問合せ】うるま市教育委員会 教育政策課 育英会担当 電話923-7111

ホームページはこちら

# 令和6年度 就学援助制度・特別支援教育就学奨励費

市では、経済的な理由により就学が困難と認められるご家庭や、市立小中学校の特別支援学級等に在籍する児童生徒の保護者に対し、学用品費等の就学上必要な経費の一部を援助する制度があります。令和6年度の申請については下記のとおりです。\*重複しての受給はできません。

制度名	就学援助制度	特別支援教育就学奨励費
内容	経済的理由によって就学が困難と認められる公立小中学校へ通う児童生徒の保護者に対し、学用品費等の一部を援助する制度です。	市立小中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒、または、市の教育支援委員会において特別支援学校が望ましいと判定されたが、市立小中学校の普通学級に在籍する児童生徒の保護者に対し、学用品費等の一部を援助する制度です。
対象	①市内に住所を有し、公立の小中学校に在学している児童生徒の保護者。 ②区域外就学の許可を受け、うるま市立小中学校に在学する児童生徒の保護者。	①市立小中学校の特別支援学級へ在籍する児童生徒の保護者。 ②市の教育支援委員会において特別支援学校が望ましいと判定されたが、市立小中学校の普通学級に在籍する児童生徒の保護者。
給付内容	①学用品・通学用品費 ②新入学児童生徒学用品費(または、新入学用品準備金) ③修学旅行費 ④学校給食費 ⑤校外活動費 ※特別支援教育就学奨励費については、実費支給のため ①～②の購入費用が確認できる領収書等の提出が必要となります。 申請を予定されるご家庭は保管をお願いします。(上限あり) ※両制度とも審査を行い、認否の決定を行います。	
申込方法	在学する市立小中学校事務室より申請書類を受け取り、同事務室まで提出してください。(区域外、県立中学校は学務課)	
申込書配布及び提出先	市立小中学校事務室。(区域外、県立中学校は学務課)	市立小中学校事務室。
申込書配布申込期限	令和6年4月10日(水)～5月31日(金) ※令和6年度、新小学1年生～新中学3年生 (うるま市立小中学校、区域外就学、県立中学校に在学する児童生徒)	令和6年7月以降。
提出種類	各学校または学務課までお問い合わせいただくか、市ホームページをご確認ください。	

☆就学援助制度、特別支援教育就学奨励費の申請を希望される方は、収入の有無にかかわらず税の申告が必要です。世帯員(同居人を含む)18歳以上の方は必ず確定申告または住民税申告をしてください。扶養に入られている方も申告が必要です。

【お問合せ】学務課 学務係 電話923-2159